「土地連セミナー2014」報告書

2014（平成26）年3月

社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

「土地連セミナー2014」報告書・目次

「土地連セミナー 2014」の開催について…… 1

会長挨拶

社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会

喜屋武茂夫会長…… 1

講演

「沖縄の未来」

明治大学国際総合研究所　川口順子特任教授

（前参議院議員、元外務大臣、元環境大臣）…… 3

報告

「駐留軍用地の跡地利用に関する沖縄県の取り組みについて」

沖縄県企画部　謝花喜一郎部長…… 11

「土地連セミナー2014」の開催について

社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会（以下、土地連）では、平成26年１月16日（木）に「ラグナガーデンホテル」（宜野湾市）にて、国、県、市町村、地主会関係者はもとより、一般の方も含め、約150人の出席者の下、「土地連セミナー2014」を開催しました。「土地連セミナー」では、川口順子教授（明治大学国際総合研究所）から講演「沖縄の未来」、謝花喜一郎部長（沖縄県企画部）から報告「駐留軍用地跡地利用に関する沖縄県の取り組みについて」を行いました。

本報告書は、今後の沖縄の振興や駐留軍用地の跡地利用の推進に向けた活動に繋げるため、当日の講演・報告録をもとにとりまとめ、編集したものです（文責：土地連事務局）。

社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会
会長　**喜屋武 茂夫**

会長挨拶

会場の皆さん、新年明けましておめでとうございます。今年が、皆様にとりまして幸せの多い年になりますように、まず、お祈りを申し上げたいと思います。

私ども土地連が、「土地連セミナー」と銘打って、このようなセミナーを開催するのは初めてでございます。こんなにたくさんの方々が来ていただき、たいへん喜んでいるところでございます。心から感謝申し上げます。

さて、セミナーを開催した背景としては、平成24年４月１日に「跡地利用推進法」が施行されましたが、この間、私どもは跡地利用についての勉強会等を開催してきましたが、もう少し勉強し、理解を深めていかなければならない、という思いもございます。さらに、嘉手納より南の基地は、約1千ヘクタールという膨大な面積でありますが、その返還時期がすでに発表されています。この約1千ヘクタールという面積は、沖縄市、北谷町、嘉手納町に跨る、約2千ヘクタールという広大な面積を有しています嘉手納飛行

場と比較しますと、この飛行場の半分に相当する面積が返還されるということになり、数字として、口では言いやすいのですが、跡地計画の策定一つとっても、これは大変な問題だと、私自身も実感しています。

いずれにしましても、軍用地主の団体である地主会、地主会が会員となっている土地連にとりましては、この返還問題に対して、慎重に、勇気をもって、取り組んでいかないといけない、と考えているところであります。

また、私ども土地連の規程では、跡地利用の推進に向けて関係機関へ支援を行うことや、また跡地利用の推進に向けて情報発信を行っていく、ことなどが土地連の事業計画として掲げられています。本セミナーは、こうした目的に沿って、関係機関や各地主会の役職員をはじめ土地連の代議員、役員、一般へも参加を呼びかけながら、セミナーの開催を案内したところでございます。

主催者の挨拶として、長々とご挨拶を申し上げるのは失礼かと存じますので、この後、「沖縄の未来」と題して、川口先生からの講演と「駐留軍用地跡地利用に関する沖縄県の取り組みについて」と題して、謝花部長から報告をしていただきますので最後までご拝聴のほどよろしくお願い致します。

私ども土地連では、返還跡地利用の推進に繋げるため、これから予定される返還地域の地主会や関係者に対して、助成、支援を行うために基金を設置し、積立てを行っています。現在、2千8百万円を積み立てていますが、支援活動を拡充し、強化していくために当面、5千万円を目標に積み増し、財政基盤を整えていくつもりです。こうした、土地連の返還跡地利用に向けた取り組みについても、併せて、ご理解をいただき、本日のセミナーを通じて、皆さんと跡地利用をめぐる問題や課題について、理解を深め、今後の取り組みへと繋げていきたい、と考えています。簡単ではございますけれども、これをもって、主催者の挨拶とさせていただきます。

明治大学国際総合研究所
特任教授　**川口 順子**

講演「沖縄の未来」

ご紹介をいただきました川口順子でございます。皆様にはご無沙汰いたしておりました、というご挨拶を申し上げたいと思います。今日は久々、沖縄に伺う機会をこういったかたちでいただいて、たいへんに光栄に思っております。今朝の東京は、本当に寒くて、最高温度は10度に届かず、６度か、７度で、昨日は特に寒かったです。沖縄に来て、ほんとに暖かいなと思っていたところ、先程喜屋武会長が「今日の沖縄は寒いですよ」とおっしゃったのですが、本当に私からするとたいへんに暖かいところに伺うことができ、ラッキーだなと思ったところでございます。

“沖縄のために働き、沖縄の声を代弁する”「沖縄振興特別委員会」の委員長に就任

先程、ご紹介をいただきましたように、私は、2010年（平成22年）に、これは自民党が野党になりまして１年後なのですが、その年の秋に、当時の石破政調会長からお電話をいただきまして、当時の谷口総裁が、「沖縄振興特別委員会」の委員長をやらないかというふうにおっしゃっているから引き受けてもらえないか、というお話がありました。大変、光栄に思いまして引き受けさせていただきました。

この特別委員会は、「自民党沖縄振興に関する特別委員会」として発足しましたが、その後、私が議員を辞める前に調査会として格上げになりましたけれども、その役割というのは、簡単に申せば、「自民党の中で沖縄のために働き、沖縄の声を代弁する」という位置付けであります。私は、とてもやりがいのある仕事だと、就任してから職を辞するまで思っておりました。

私は、昨年の７月の参議院選挙で出馬をいたしませんで、政治家ということではなくて大学の教授をやっておりますけれども、沖縄のことは気になって、いつもネットで「沖縄」と検索し、新聞などを読んでおります。

外務大臣を務めさせていただき、環境大臣を務めさせていただきましたので、経済にはあまり詳しくない、と思われる方は多いようでございますが、先程ご紹介ありましたように、私はもともと官僚として経済産業省に30年近く勤務していましたので、その当時から沖縄の火力発電所を見るために伺うなど、何度か、沖縄へは足を運んでおりますが、この特別委員会の委員長として、動いていくためには、あまりにも知識が古いということで早速勉強をさせていただきました。

今でこそ衆議院にも沖縄出身の国会議員の方はいらっしゃいますけど、当時は島尻先生が唯一の沖縄選出の国会議員でしたので、島尻先生には特別委員会の事務局長をお願いし、そして法律に詳しい礒崎先生に副委員長を引き受けていただくなど、どちらかと言えば、参議院中心のメンバーでスタートをいたしました。

“良い制度を作り、利用してもらう”ことが沖縄振興の鍵

今は、「アベノミクス」ということで、株価は1万5千円を超え、時には1万6千円に達するなど、経済が大分明るくなっていますが、2010年（平成22年）頃の株価は１万円前後で、日本全体が雇用にしても、大変、暗い時代でございました。なかでも、沖縄はずっと日本経済全体の中で厳しい状況にありました。例えば、昭和30年代、日本の高度経済成長がありましたが、その果実を沖縄が享受することもなく、また、基地を巡っては、沖縄の経済のために使える土地を、基地として米軍が使っている、ということも、私が言うまでもなく、沖縄経済発展にとっては非常に大きな問題でした。さらに、日本全体を見ると、本州や四国など、島と島が橋で繋がっているのに、沖縄だけはどことも橋でも繋がっていないので、海か空からの移動ということになり、私は今日も東京から飛行機で３時間近くもかかりましたが、沖縄は経済の発展という意味では引き続き厳しい状況にある、ということだと思います。

そういう意味で、沖縄の経済を非常に短期間ではありますが集中的に勉強して改めて思ったのは、沖縄の振興というのは非常に難しいということでございました。ただ私は、決して暗い気持ちを持っていたのではなくて、これは非常にやりがいのある仕事だと思いました。何故かといいますと、特別委員会の委員長に拝命してから、私、間もない時期に沖縄で仕事をしている企業の方にお話を伺って勉強する機会を得たのです。その時に、お話を伺ったのが「全日空」でして、「全日空」が沖縄に進出をして非常な成果を上げられたということがわかりました。これは沖縄の空港が「24時間空港」で、しかも着陸料が６分の１に下がる、ということに着目して進出をしてこられた。そして実際に取り扱った国際貨物量が、進出した後では80倍になったそうです。当初は、非常に少ない取扱量でありましたが、着陸料を下げ、「全日空」が進出し、空港を24時間で操業したことで、取扱量が80倍へと増えたわけです。

このことは私にとっては非常に目の鱗が落ちるような話でして、制度というのはきちんと良い制度を作って、それを活用する会社なり人が現れれば物事は変わるのだ、ということを私は確信しました。この確信があったので、沖縄の経済の振興を考えた時に、私は非常に楽観的になり、つまり、良い制度を作って皆様に利用していただくことをやるのが、まず１番大事、というふうに思ったわけです。

世界経済を牽引するアジア、沖縄は“地の利を活かす”ことが重要

それからもう一つ大事だと思いましたのが、沖縄がアジアに近いということです。沖縄について、新聞記事を拾い読みしてみたら、沖縄で、日本とアセアンが共同で「日・ASEAN観光交流会議」を昨日から開催している、という記事がありました。大変、うれしく、興味深く読んだのですが、このことからも沖縄はアジアに近く、しかもそのアジアはただのアジアではなく、世界の機関車として世界経済を引っ張っている、のです。アジアは人口も増え、どんどん変化をしています。昨晩、たまたま建築家で有名な安藤忠雄さんと東京でお話をする機会がありましたが、「やぁ、川口さん、アジアって、すごいんだよ」とおっしゃったのです。たまたま、私は今日ここでアジアのお話を若干申し上げたいと思っていたので、「え、どういうふうに、すごいのですか」と伺いましたら、東京・六本木の防衛省跡地にミッドタウンという複合施設が数年前にできています。オフィスビルや高層マンション、それから大きなショッピングセンターがあって、東京の中でも非常に先進的な場所なのです。

横道にそれたついでに、もう一つ紹介しますと、ドイツの方が日本にいらしたときに伺ったお話なのですけれど、この六本木のミッドタウンに日本の商品を売るお店があるというのです。自分は日本に来ると必ずそのお店に行くのだと。どうして行くのですかと伺いましたら、そこが日本の一番新しい文化や日本が今どう変わっているのか、ということを感じさせるものを売っているからだ、とおっしゃっていました。いずれにしても、六本木のミッドタウンのような複合施設が、ジャカルタにもマレーシアにもタイにもできている。それを可能にするような購買力がアジアの街にはあって、人が集まってきている。

そういう人たちは、もちろん観光にも関心があるわけで、どんどん観光客として出て行くということから、アセアンの方々と観光についての会議を沖縄で開催されるということは、非常にタイムリーで、良いことと私は思いました。いずれにしても、アセアンの町、市、都市から沖縄は、日本の中で一番に近く、その都市は那覇であるということです。これは「全日空」の方に伺った話ですが、那覇空港から片道４時間でアジアの主な都市に行くことができ、ですから夜の内に日本各地から品物を運び込む、例えば、高級な果物や良質な食料品、あるいは

機械の部品などですが、那覇でそれを積み替え、翌朝にはアジアの都市の店頭に並んでいる、あるいは工場に運び、生産に組み入れることができてしまう。それが那覇のメリットなのだ、ということです。ですから、「全日空」は沖縄に着目し、進出をしてきた、ということです。これは、東京や成田ではだめで、なにしろ羽田から那覇に来るまで３時間近くかかるので、やっぱり那覇でなければならない、ということだと思います。

そういう地の利を那覇という都市は持っているのです。ですから、この地の利を活かし、さきほど述べた、良い制度を作って、それを使う人がいるようにすれば、物事は変わるのだ、ということが、私が沖縄の経済の振興について、特別委員会の中で確信を持ったことでした。

“古い物がない分、新しい物が構築できる”沖縄の有利性

アジアの話をしたついでに、もう一つ申し上げると、私は、環境大臣に就任する前に「サントリー」で役員をいたしておりました。最近、「サントリー」は１兆円以上でアメリカの会社を買ったと新聞にでていましたが、私が就任していた頃は、今と比較してそんなに大きな企業ではありませんでしたが、既に、アジアへ進出し、タイに工場を持っていました。私は、今から20年前になるわけですが、タイで取引先の方とお話をしたのですが、その当時、タイの方が私に言ったのは、タイ人が今欲しいと思っている物は「７Ｃ」だというのです。Ｃはアルファベットのｃのことですが、それは何ですかと伺いましたら、まず車（car）ですね。それから、別荘（cottage）を持ち、メンバー制の会員（club）になり、カラーテレビ（color TV）、カメラ（camera）、クーラー（cooler）、携帯（cellular）を買う、の７つのＣとなり、これが欲しいということでした。つまり、タイでは、既に２０年前に、欲しい物、使いたい物を欲している、中間所得層がたくさん出現してきた、ということです。これもアジアの力の幅広さであり、もう何年にわたってそういう状況だということを示している話だと思うのです。ちなみに、その頃の日本では、携帯電話が今のような小型ではなく、ずいぶんと大きい物で、携帯と呼べるものではなかったけれど、タイに行ってみて驚いたのは、ヨーロッパ製の「ノキア」というメーカーが小さな携帯を作っていて、国際電話もその携帯で行っていたことでした。

日本では、大きすぎて持ちあるくこともできず、携帯電話で、国際電話をかけることもなかったのです。日本で電話というと電話線が日本中に整備されていたためとくに問題はなかったのですが、タイは遅れて発展した国ですから、電話線網が敷設されていなかったのです。そこに、無線でもって使える携帯電話が入ってきたことから、国際電話も携帯電話でかけることになる。つまり、たまたま物が既にたくさんあると、それに引っ張られて、新しい物を導入するには時間がかかってしまうということが世の常なのです。

話は変わりますが、私は経済産業省で仕事してみて学んだことは、日本の高度経済成長というのは何だったのか、なぜ、可能だったのか。これは、非常に逆説的な言い方ですが、戦争で日本の主な工業施設は破壊され、国富が４分の１になったといわれるほど物がなく、その上、公職追放により戦前に力を持って活動していた財界人や政治家が公職に付けなくなった中、新しい、リーダーとして機能するかどうもわからない若い指導者達が、社会を引っ張っていかざるを得なくなった、というのが戦後の日本だったといえます。

この話に関連づけて沖縄のことを考えてみると、これまで大きな会社や工場が、幸か不幸か、沖縄には存在していませんでしたが、それが今では、産業構造が大きく変わり、例えば、金融にしても「ＩＴ」を使ったものへと変化を遂げています。つまり、新しいものを構築するためには古い物を壊す必要があるわけですが、古い物を持たないアジアの町と同じように、沖縄は有利なところもある、といえます。すべてが有利とはいえませんが、有利な面も多々ある。こうした面も沖縄の発展のためには使えるのではないか、と私は思っていました。

また、沖縄のことで雑誌などを調べていたら、雑誌『東洋経済』で、日本の都市について「成長力」の順位付けが紹介されていたのですが、810都市の中で、なんと、１位が豊見城市となっていたのです。日本の都市で１番「成長力」がある、ということでした。沖縄の他の市はどうなっているかなと思って見たら、宜野湾市は12位、うるま

市は19位、浦添市は20位、となっていて、こうした評価からも、沖縄の発展を考えた場合、悲観的でなく楽観的に捉えながら取り組んできました。

野党が結集し、良い制度を政府へ早く提案する、を基本戦略に法改正に取組む

さて、私が特別委員会の委員長を拝命した2010年（平成22年）10月の課題は何だったのかと言いますと、一つは、「沖縄振興特別措置法」の失効する期限が2012年（平成24）３月末に迫っていて、これを改正し、良い制度を作っていく、ということが非常に大事な、大きな仕事でございました。

二つ目は、皆様と非常に関係の深いことですが、これまで「軍転特措法」と言われていました法律で、この法律も同じく2012年（平成24年）３月末日をもって失効するという状況でした。さらには、沖縄振興のための予算をどのようにつけていくか、ということもありました。予算に関しては、その後に、大きなテーマとなっていった、那覇空港の第２滑走路の工期をめぐる課題がありましたが、当時は７年となっていた期間を、知事が非常に強い意志でもって、「５年にしたい。５年にしてくれ」というお話があり、私としては、これを受け止めてどのように進めるかがテーマでした。

我々にとっての問題は、当時の自民党は野党であったということです。与党であれば、話は比較的簡単に、自分達でやろうと思えば直ぐにできた話なのですが、野党としての思いを、政権与党に伝え、政府案にどのように組み込んでもらえるか、が大きな課題でした。

これについて、私は二つのことを考えながら戦略を立てました。一つは、野党として、政府よりも早く、良い政策を作るしかないと思いました。政府より先手をとって、作った政策を外に対して、公開をするということが重要だと思いました。そうすれば、与党は野党が作った政策よりもさらに良いものを作らなければ、政府は何をしているのか、ということになるわけですので、とにかく、野党として良い政策を作って、政府にぶつけて、政府から答えを引き出していくということに尽きると思いました。

もう一つは、野党は自民党以外にありますので、その方々にもご賛同をいただいて、野党が結集していく。そ

うした形にならないと政府を動かすことは難しいだろう、と思っていました。
この二つが、私の基本的な戦略でございまして、「政府が超えなければいけない敷居をどのぐらい高くしていくか」。つまり、野党として政府に対し、いかに良い政策をつくって、迫っていくのか、が問われていたわけです。

私が委員長に着任をし、早速、週に２回ぐらいのペースで、自民党で会議を開き、沖縄の関係者の方にお話を伺いました。沖縄県はもちろん市長会や町村会、財界の方にもお話を伺いました。また、私は個人的にも、小泉内閣の頃に沖縄と深い関係のあった島田晴雄先生や岡本行夫先生からもお話を伺いました。

国会議員の方も多忙のなか、この会合には出席してくれて、精力的に勉強を重ね、10月には現地視察にも伺いながら党として取り組んできました。

そして、沖縄振興の方向性について、2011年（平成23年）10月に「沖縄振興特別委員会中間報告」して報告書をとりまとめ、記者会見を開き、発表いたしました。

この報告書には、本当にいろんなことが書いてありまして、例えば、新しい返還跡地に関する法制度が必要である、ということもはっきり書きましたし、沖縄県が策定する基本計画についても法律で明確に位置づけることが重要だ、ということも書いてあります。また、沖縄県が自由度の高く、使っていける「一括交付金」の必要性についても書きましたし、投資の促進策にも触れるなど、様々なことを書いてあります。

これは、何も私の頭ですべてを生み出されたというものではなく、例えば、その時点で、既に策定されていた沖縄県による「沖縄２１世紀ビジョン」の構想をはじめいろんな方から話を伺いながら、私なりに、考え、想いをこめて、味付けをしてまとめていったということでございます。

スムーズな跡地利用へと繋げることが、法改正の大きなポイント

報告書は、取りまとめたのですが、法律の失効が2012年（平成24年）３月末日ですので、その時点で後１年半もなかったわけです。先程申しましたように、野党としては政府の先手をとることが大事だと考えていましたので、時間はあまりないと思いました。

それで、まず「軍転法」の改正が必要だということで、勉強会を開催しながら取組みました。島尻先生や礒崎先生を中心に、参議院の法制局の担当者や沖縄県からも当時、部長であった川上企画部長や現在、企画部長である、当時の謝花統括官など、沖縄県から大勢の方が、はるばる東京まで来ていただき、精力的に勉強をしてきま

した。

沖縄県を交えての勉強会では、法律の条項について熱心にやり取りしていたため、時には時間がどんどん過ぎていき、沖縄県からいらした方が、何故か、もじもじ、と動き出すことがありました。あれ、どうしたのかな、と思って「何か、ありましたか」と聞いたら、「最終の飛行機がまもなく出るので、そろそろ出なくては。だけど、重要なことならば残りますよ」とおっしゃってくださり、やっと、その理由がわかりました。ただ、その時はたぶん帰っていただいた、と記憶していますが…。それほど、精力的に沖縄県の方を交えて、一生懸命になって法律の勉強をいたしました。

つぎに、法律の策定ですので、要綱をつくって検討していく必要がありました。その前に、関係者からヒヤリングを行いましたが、例えば、土地連からは給付金の支給について、上限額や年数の制限をめぐっての問題、沖縄県からは基本的な理念がきちんと書かれていない、などの意見が寄せられました。

それから、私がもう一つ関心をもっていたのは、跡地利用がスムーズにできるのか、ということで、実例として、那覇の新都心についてお話を伺いましたら、返還になってから今のようなショッピングの複合施設ができるまで20年もかかった、という話を聞きました。その時、「これはとんでもない」と思ったわけです。「大事な土地から、本来なら収益を生むわけですが、実に20年も収益を生まない」ということは、何ともったいないことか。沖縄県のためにも日本国のためにも、それだけ、土地を無駄に遊ばせていることになるわけで、そうはあってはならない、と思いまして跡地の活用が返還からできるだけスムーズになるような仕組みも必要だと思ったわけです。

これについては、この後、報告されます謝花部長からお話いただけると思いますが、「先行的に土地の取得ができる」という制度が、新しい法律で創設されましたので、非常に良かったなと思いました。こうしたことも、問題意識として持っていました。

法律は、要綱をつくり、条文化する作業を行って、最終的には自民党の議員立法として出しました。その間、自民党の決定機関である総務会を通さなければならず、総務会の前には部会など、党の組織へも説明しておかなければなりませんでした。

沖縄からの思いと知恵を土台にして、法律の条文を策定

私は、こうした過程で、決して法律の専門家ではなく、何が大事だという方向性をしっかり持って、それをやるためにはどうしたら良いのか、という議論を行ってきました。

今日、ここでお話をするにあたって、「あれ、どうだったかな」と思って、事前に当時の状況を沖縄県の方に問い合わせしたのですが、先程お会いし、きちんと整理された関連資料を見せていただきました。このファイルを見て、私は、改めて感心したのですが、我々がつくった法律というのは、盛り込んだ内容など、沖縄県や土地連、現場の方からのお話を通じての想い、知恵、そういったものが全部まとまった土台の上に、我々は新しい法律を作ることができたのだ、ということを実感しました。そういうことからすると、チームプレーであったと思います。

自民党は、当時、野党だったので、政府に我々の考えていることを余り知られたくはないという気持ちもありましたが、国会で議員立法を提案する時は、参議院と衆議院にある法制局の知恵を借りることになるわけです。その知恵も借りながら、さらに、他の野党の方からもご意見をいただき、野党全体でまとめていきました。
最終的に、2012年（平成24年）２月に議員立法として、法律を野党として、共同提案いたしました。これは、全野党のご賛同を得ましたが、ただ、共産党は共同提案には加わらなかったのですが、皆さん心は一つになっての提案となりました。これも、チームワークの成果であったと思います。

議員立法として、法律案を出したわけですが、我々にちょっと遅れて、政府からも政府案が提案されました。

この政府案とすり合わせを行わないと、最終的に法律としては成立をしない、ということから野党でチームをつくって政府と議論を行いました。これに対して、政府は非常に前向きに対応していただき、良かったと思います。そのチームには、自民党から島尻先生や礒崎先生、公明党からは遠山先生など、何人かの先生方が集まって議論していただきました。

新しい法律に明記された「国の責任」の重み

ところで、条文を議論していくなかで、いくつか思い出があります。その一つを紹介すると、この後、報告される謝花部長や土地連の方との意見交換のなかで、非常に強く伝わってきたことは、法律の理念として「国の責任」について、法律の条文に書き込んでほしい、ということでした。これについては、我々も相当、努力したのですが、当時の政府はなかなか首を縦に振ってくれませんでした。国の「責務」ということなら書いてもいいけれど、国の「責任」という言葉は書かない、というのが、政府からの答弁でした。先程、県の方とお話した際に、思い出したのですが、２月に開催した参議院の予算委員会で、私が質問しまして、「責務ではなく、責任というつもりはないのですか」と政府に聞きました。そしたら、当時の川端総務大臣が、正確には引用していませんが、「実質的に責任ということだと思うけれども法律用語としては責務です」ということで頑張られ、私との間で何度か、やり取りしました。私は、他の法律に「国の責任と書き込んである法律もあるのですよ」ということで質問を返したのですが、川端総務大臣からは「一つのご意見として承っておきます」との答えでした。

その後、政府と野党との間で議論をしている中で、最終的に、政府はこれを取り入れて、法律に「国の責任」という言葉が書き込まれました。これは一例ですが、いろいろなプロセスを経て、今回の法律がきちんとできた、ということであり、私としても非常に嬉しく思っています。

知恵と工夫で、制度を活かし、「沖縄の未来」に夢を持つ

最後に、今日は時間の関係から、沖縄の経済の振興という観点からお話をすることはできませんでしたが、私は沖縄県がやれること、県民の方がやれることはまだまだ沢山あると思っています。

先程、観光についても少し触れましたが、最近、沖縄に海外からのクルーズ船が大分来ている、ことを新聞でも読みました。けっこうなことですが、クルーズ船は、長く居てもらうということが大事です。そのためにどうしたら良いか、ということです。私は沖縄の観光業はまだまだ伸びると思っています。日本全体では、観光客1千万人と言っているわけですが、隣の韓国では、日本よりも面積も狭く、人口も少ないのにも関わらず、ここ数年の間に観光客は、1千2百万人となっています。面積から考えても、日本は、単純に韓国の２倍、３倍ぐらい観光客が増えたっていいわけで、そこには増やしていく、工夫が必要だと思います。

それで、新聞を読んでいましたら、沖縄のクルーズ船が那覇市の若狭埠頭に接岸し、そこから外国人の観光客が降りてきて、「入国の手続きが５分で済んだ」といって喜んでいた、という記事がありました。入国審査する時間が長いと、沖縄での見物する時間がなくなってしまう。そこで、法務省が、昨年、クルーズ船のお客さんについては、入国審査を簡素化し、「仮許可書」という許可証を出し、上陸を認めるようにした、と記事になっていました。それは、それで良いことなのですが…。

私は、プライベートなことになりますが、去年の夏、国会議員を辞めた後ですが、これまでずっと長らく働いてきたので、一度ぐらいはクルーズ船に乗ってみたいと思い、北欧とロシアをめぐるクルーズ船に乗りました。そこで、経験したのは、行った５つか６つの国で、パスポートを見せたという国は一つしかなかったのです。ロシアだけは、パスポートを見せなければいけなかったのですが、他の国は「仮許可書」どころか、何にも要らず、降りて、見物し、船に戻って、それで終わりでした。ですから、「５分で手続きが済む、仮許可証にしました」と法務省は言っているのだけれど、そこで、終わってはいけない、ということです。さらなる簡素化に向け、もっと、もっとやらなければならない。

アジアは、先程申しましたように、これからもっと、もっと伸びていく国になると思います。中国の経済発展も進んでいくと思っています。ですから、沖縄がアジア成長からもっと、もっと得ることができる。「果実」を取ることができる、ということが明確に言えるのです。そのためには、どういう制度を作って、そこに魂を入れ、それをどう動かし、活かしていくか、ということにかかっています。

私は、今日のお話のタイトルを「沖縄の未来」とさせていただきましたが、それはまさに沖縄が、そうした夢をもって、取り組んでいただきたい、という私のお願いも込めて、付けさせていただきました。

最後になりましたが、こうした機会をいただき、感謝いたします。沖縄の益々のご発展を心から祈念申し上げます。

講師プロフィール

川口 順子（かわぐち よりこ）氏（前参議院議員・元外務大臣・元環境大臣）

【経　歴】
前参議院議員・元外務大臣・元環境大臣
明治大学国際総合研究所特任教授。米エール大院卒。通商産業省入省後、世界銀行エコノミスト、在米大使館公使を務める。93年退官。企業役員を経て、2000年、森内閣において環境庁長官に登用される。小泉内閣においても環境大臣、外務大臣を歴任し、退任後は内閣総理大臣補佐官（外務担当）に就任。2005年、参議院神奈川県補欠選挙にて初当選（自民公認）。2013年7月の参院選には出馬せず、政界を引退した。

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICCND）共同議長、世界経済フォーラム（WEF）ヤング・グローバル・リーダーズ（YGL）財団理事、北東アジアにおける核不拡散問題に関する委員会（APLN）共同議長、世界海洋委員会（GOC）委員など、外交・安全保障、環境政策を中心に国内外で活動している。

沖縄県企画部
部長　**謝花 喜一郎**

報告「駐留軍用地跡地利用に関する沖縄県の取り組みについて」

皆様、こんにちは、ただいまご紹介いただきました沖縄県企画部長の謝花でございます。本日は土地連合会の皆様からこういった機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。それから先ほど川口先生から沖縄の未来について大変素晴らしい講演をいただきました。その中で「跡地利用推進法」の経緯について、沖縄県へのご配慮をいただき、きめ細かなお話もありました。大変、ありがとうございました。

もう一つ私は、川口先生にお礼を申し上げないといけないのは、先ほどの川口先生のお話にもありましたが、那覇空港の滑走路の件についてです。一昨年の12月に自民党が政権をとった後、本来ならば12月末には予算が決まるわけですが、実際は年を越したわけです。その中で沖縄の那覇空港の滑走路の予算というのは、未だ予算の総額が決まってなかったわけです。そうした中で、「100億以上の額をお願いします」、さらに、先ほどお話がありましたように、「７年の工期を５年程度に短縮してもらう」とお願いしました。私は、昨年の１月は、その半月以上を東京に滞在し、ずっと、川口先生にいろいろとお願いして参ったことを思い出しました。

その時、川口先生からきめ細かな資料の提出をお願いされました。川口先生は、元通産官僚だけあって、やはり押しどころをよく心得た、もっともな資料要求だったなと思っております。

そのお陰をもちまして、130億円の予算がつきましたし、また、今年度は330億円という予算がつきました。予算の総枠も、財務大臣、沖縄担当大臣、国交大臣、この三者の連名で沖縄振興予算に支障がないようなかたちで取組むというようなことも決めていただきました。工期も５年10ヵ月ということで、１月中の着工、平成32年に東京オリンピックを開催する頃には、供用開始できるということになりました。これも一重に、川口先生のお陰だと思っております。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

1　「跡地利用推進法」が策定された経緯について

それでは、私の方からまず、「跡地利用推進法」が策定された経緯について、お手元の資料に基づいて説明させていただきます（資料１：「跡地利用推進法策定の経緯」）。

跡地利用に関する法制度は、平成７年に施行された「軍転法」が最初です。実は復帰前から駐留軍用地の返還というのはあったわけですが、法的な枠組みはございませんでした。昭和53年に沖縄県で要綱をつくって、政府に度々法律の整備を要求してまいりました。けれども、17年間、手つかずのままでしたが、平成７年に議員立法として、ようやく成立しました。

その後、平成８年に国においては米国と「SACO」の最終合意に基づいて、普天間飛行場を含む11施設の返還合意をし、それを受けまして、国は「跡地対策準備協議会」をつくって、いろいろ議論を重ね、９分野、106項目にわたる課題を整理し、その結果、平成14年に「沖縄振興特別措置法」第７章に跡地利用に関する規定を入れたわけでございます。これは普天間飛行場の返還を意識してつくられ、追加改正した法律だということでございます。

この二つの法律は、いずれも平成24年３月末日をもって期限切れを迎えるということで、沖縄県は新たな法律の策定に向けて動いたということでございます。

時系列的でみますと、平成22年に土地連から「両法律の見直し及び延長に関する要望」を受けました。土地連からの主な要望は、給付金に関する措置だったと思いますけれども、それ以外に基地の立入調査の実現、原状回

資料１：跡地利用推進法策定の経緯

【旧法策定経緯】

平成7年6月　沖縄県における駐留軍用地に伴う特別措置に関する法律施行（軍転特措法）

平成14年4月　沖縄振興特別措置法制定（第7章　跡地利用の促進及び円滑化のための特例措置）

【平成22年】

1月　土地連より、平成24年3月に軍転特措法及び沖進法が失効することを受け両法律の見直し及び延長に関する要望を受ける

7月　「駐留軍用地跡地利用に関する新たな制度提案の基本的考え」取りまとめ

9月　（国要請）知事及び跡地関連9市町村等により「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定」について、沖縄県及び北方担当大臣、防衛大臣内閣官房長官及び民主党幹事長あて要請

10月　自民党「自民党沖縄振興に関する特別委員会中間報告」の中で、新たな跡地利用法の制定について明記

【平成23年】

6月　「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」を取りまとめ

6月15日　（国要請）「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱県案」を踏まえた新たな法律の制定について国へ要請

11月　自民党「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法【中間整理】」

【平成24年】

2月　自民党案参議院提出
※自民党など野党6党による共同提案
（自民党、公明党、みんなの党、新党改革、立ち上がれ日本、社民党）

2月10日　跡地新法政府案閣議決定。衆議院へ法案提出

3月　与野党修正協議（政府案及び自民党など野党共同提案）

4月　跡地利用推進法施行

復の徹底、跡地利用を円滑に進めるための公共用地の先行取得の制度が必要、というような要望もあったと記憶しております。

それを受けまして、我々は、平成22年7月に「駐留軍用地跡利用に関する新制度提案の基本的な考え」を取りまとめました。当時の民主党政権に対し、関係9市町村と共に、要請を行ったわけでございます。

一方で、自民党へは、川口先生からお話しがありましたように「自民党沖縄振興に関する特別調査委員会中間報告」の中で、新たな跡地利用に関する法律の制定を明記していただいたわけですが、それが、我々と川口先生との勉強会のスタートだったと記憶しています。

平成23年には、沖縄県は要綱をとりまとめました。この要綱は、一月ほどかけ、「跡地対策準備協議会」の9分野106項目の課題のすべてを潰しながら、条文形式にまとめていったものです。

地方自治体の職員と国の職員との違いは何か、というと、国の職員は法律をつくることに携わっている、ということです。よって、国の職員と対峙するには、法律や政令の中身まで見て、ポイントをつかんで、しっかり議論しなければならない、ということです。「軍転法」「沖振法」をはじめ政令まで分析し、その課題を克服するために要綱案をつくり、政府へ求めました。

平成23年6月に、国に対して「要綱県案」を踏まえ、法律策定を要請しました。これに対し、国では、同年9月に「沖縄振興策の検討の基本方向について」という基本方針を出します。その中で、県が求めてきた「軍転法」「沖振法」の一元化については、やりましょう、ということになっていました。しかし、大規模跡地と特定跡地の区分の廃止や給付金の支給期間の見直しについては、ほとんど手つかずであったために、沖縄県議会答弁でも、これに対しては、たいへん不満である、ということを表明したわけでございます。

そうした中で、我々は、自民党の川口先生、磯崎先生、島尻先生を中心に勉強会を重ねました。改めて、数えてみたら勉強会は、計7回行っております。先ほど、川口先生からお話がありましたが、公務で忙しい先生方が我々のために、3、4時間も時間を割いていただいきました。もう終わるだろうと思っていたら、終わらず、恥ずかしながら、沖縄へ帰る飛行機の最終時間を心配していたわけですが、それぐらい先生方には熱心に勉強していただき、法律の細かなことは参議院法制局の職員がお手伝いしてくれました。こうした勉強会を積み重ね、自民党による法律案ができた、ということです。

また、川口先生からお話がありましたように、野党が先手をとって、良い法律案をつくり、それを与党に突きつけ、認めてもらう、という戦略でしたが、実際に出来上がった法律案を見て、まさにそのとおりだった、と実感したわけでございます。

2012年には、自民党より議員立法として提出するわけですが、川口先生、島尻先生が働きかけた結果、共産党を除く、公明党、みんなの党、新党改革、たちあがれ日本、社民党との共同提案となったわけです。

その時期には、実は政府案も相当程度、良い法案となっていました。野党に言われて修正を余儀なくされるのではなく、良いものをつくろう、という状況でした。例えば、原状回復を徹底させていく、給付金の支給期間も土地の利用が可能と見込まれる時期まで延ばす、公共用地の先行取得の制度も認めていく、となっていたわけです。

ただ、その時点では、我々が求めている細かな点までは、まだ乖離があったため、先生方がチームをつくって、調整を図っていったわけです。最終的には、法律の名称をはじめ自民党の法律案のとおりになったわけです。

私は、国会で採決された平成24年3月末に、知事と一緒に上京して、全会一致で可決されたことを確認し、手を取り合ってよろこんだことを今でも覚えています。

2　「跡地利用推進法」のポイントについて

法律が具体的にどうなっているのか、について資料をご覧いただきながら説明させていただきたいと思います（資料2：「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用に関する特別措置法のポイント」）。

資料2：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法のポイント

内閣府、防衛省

1. 法律の題名

○「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（返還特措法）」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更。

2. 基本理念の明記

○法律の基本理念を新たに規定。
①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進。
②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。
③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮。

3. 返還実施計画に基づく支障除去措置

○国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる。

4. 拠点返還地の指定

○従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化。
○返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（5ha以上）を指定。
○200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け。
○200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定。

5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

○あっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんを義務化。
○申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知。

6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

○返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定。
○地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定。
※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる。

7. 給付金の支給

○給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。
○給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化。
○特定給付金（引渡日から3年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給）の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定。

8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

○沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置。

※この法律は、平成34年3月31日限りで失効

まず、「1.法律の題名」ですが、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(軍転法)から「沖縄県における駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変わったわけです。政府案は、当初、「沖縄県における駐留軍用地の跡地利用の円滑化のための促進に関する特別措置法」だったわけで、いわゆる「促進」と「推進」では、まったく意味が違うわけです。「促進」は、国が県や自治体に促すだけですが、「推進」になると、国が進めていく、ことになるわけです。これは、後でお話しします「国の責任」とも関係しています。

つぎに、「2.基本理念の明記」ですが、先ほど川口先生からもお話しがありましたが、「国の責任」にこだわり、お願いしてきたわけです。基本理念は、3項からなっており、「①沖縄県の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進」「②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進。」「③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮」で、地権者の皆さんへの配慮も明記されています。

「国の責任」が明記された法律は、参議院法制局の方に調べていただいたのですが、実質的には2つしかなかったと記憶しています。原爆被害者と更生保護に関する法律で、数が少なく、極めてハードルが高かった。最終的には、川口先生のご配慮によりまして、国の責任を明記しよう、ということで、明記していただきました。

しかも、条文には「主体的に」という文言が入って、国が積極的に跡地利用に努める、となったわけです。これがどういうことを意味するのか、については、一例を申し上げますと、沖縄市で、既に返還された跡地からドラム缶が出て、もしかしたら、枯れ葉剤が入っているのでは、ということが疑惑になっています。これに対し、防衛省は積極的に動いていただき、防衛大臣からは「跡地利用推進法」の趣旨に基づき、国も積極的に対応する、という発言が出されました。

これまでの「軍転法」では、返還された土地の原状回復は徹底してやるが、返還された後の土地については対応できない、というのが、法律の仕組みだったわけです。ところが、今回の法律では、「国が責任」が明記されたことから、既に返還された土地であっても、いわゆる、米軍に起因する汚染物質があれば、跡地利用を円滑に推進するという法律の趣旨に基づき、主体的に対応する、ということになります。

3点目は、「3.返還実施計画に基づく支障除去措置」ですが、これは原状回復の徹底にあたりますが、我々は、これにも大変こだわりました。これまで返還された土地をみると、例えば、平成15年に返還された北谷町のキャンプ桑江の北側地区では、汚染物質や不発弾が出てきたわけです。「軍転法」での原状回復の措置は、蓋然性に基づいて、政府が必要と認める範囲で行い、しかも、駐留軍の行為に起因するとなっていたため、米軍からの資料に基づいて判断し、その場所だけの除去を行うので、後になって他の場所から汚染物質が出てきたわけです。

不発弾についても、我々は、六十数年も経っていることから、先の大戦のものか、米軍のものか、もわからないので、米軍の行為に起因するかどうかは関係なく、やってもらいたい、と要望してきました。

その結果、「跡地利用推進法」ではどうなっているか、というと「返還実施計画を定めて、所有者に引き渡す前に駐留軍の行為に起因するものに限らず土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる」と明記されました。「原状回復の徹底」については、これで目途が立った、と我々は評価しているわけです。

4点目に、「4.拠点返還地の指定」です。中南部都市圏の軍用地の返還は、膨大な時間と資金、組織力を必要とします。これまでの法律では、「大規模跡地」と「特定跡地」という二つに区分されていました。「大規模跡地」は、政令で300ヘクタール以上となっており、普天間飛行場の返還が念頭にあったわけです。国が「大規模跡地」を指定すると、国は取組方針を定めなければならず、事業の実施主体をどうするか、事業の内容をどうするか、を定めなければなりません。例えば、キャンプキンザーは約270ヘクタールのため「大規模跡地」ではないことから、国による取組方針は定められなかったのです。

こうしたことから、我々は「大規模跡地」や「特定跡地」という区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化して欲し

いと訴えてきたのです。その結果、「返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（５ヘクタール以上）を指定」することとなり、「200ヘクタール以上の拠点返還地に、国の取組方針が義務付け」され、「200ヘクタール未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができる」となりました。これについては、資料３の「駐留軍用地跡地利用の円滑な推進に向けた取り組み」にある、「拠点返還地の指定」や「国の取り組み方針の策定」で、条文の詳細を紹介してあります。

では、なぜ、「すべて国が取組方針を定めることができる」としなかったか、というと、例えば、200ヘクタール未満の返還地については、県や市町村、地権者が、自らの力で、跡地利用を実施していくことが考えられていたからです。よって、地域の主体性を尊重するため、200ヘクタール以上を義務付けとし、200ヘクタール未満については、地域が望めば、自主的に実施できる道を開いたわけです。

ところで、来年、３月末に返還が予定されております、宜野湾市のキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区については、我々は早速、拠点返還地の指定を求めています。これが認められると、拠点返還地の第１号となります。

５点目は、「5.駐留軍用地の立入のあっせんに関する国の義務」です。これまでは、「あっせんを申請することができる」と規定されているだけで、あっせんを受けた国は、どう対応するのか、までは明確になっていなかったのです。ですから、実際に国へ申請しても、ほとんど認められなかった、という状況でした。一方で、普天間飛行場の文化財調査のために立入りができたわけですが、これはあくまで、米軍の好意で実現したのであって、実際には「軍転法」による「あっせんの申請」の結果とはいえず、実績はなかったといえます。

我々は、国に対し、「あっせんを申請」した場合は、国は取り組まなければならないことを求め、いわば、「あっせん」の申請に対する、国の取組みの義務化を要望してきました。これは、認められ、「国は行わなければならない」と法律に明記されています。しかも、その状況を「通知する」ことも規定されています。宜野湾市では、早速、「跡地利用法」に基づいて、昨年８月に西普天間住宅地区への立入を申請し、同法律に基づいて立入の許可がおりています。

資料３：駐留軍用地跡地利用の円滑な推進に向けた取組み

（沖縄県資料）

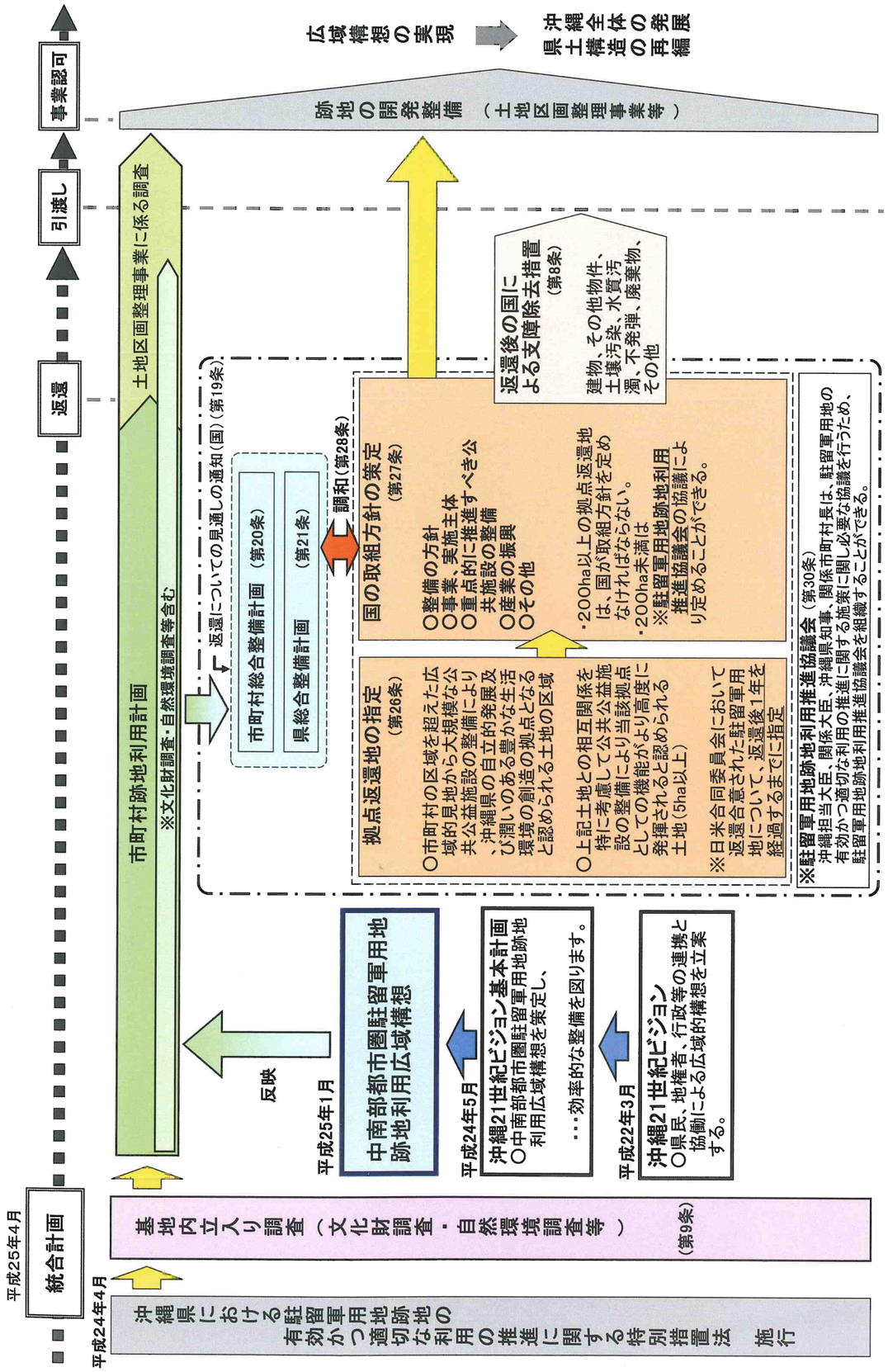

（1）新たに創設された「先行取得制度」について

６点目は、「6.先行取得制度の創設（資料４：駐留軍用地内の土地の先行取得制度の概要について）」です。沖縄県には、米軍施設の74％が集中して存在しているわけですが、本土と異なる大きな特徴は、民有地の割合が極めて高いということです。本土にある、米軍施設のほとんどは、いわゆる、国・公有地ですが、沖縄県の場合は民有地が大半です。普天間飛行場でみると、91％が民有地となり、よって、返還地の中において、公共用地を確保するというのは極めて重要となってきます。

川口先生からご紹介いただきましたが、「新都心」での跡地利用が遅れた大きな要因の一つに、公共用地の取得が遅れた、ということが挙げられています。返還から利用できるまで、19年から20年近くかかったわけですが、円滑に跡地利用を進めていくためには、早い段階から公共用地を先行取得していく、ことが極めて重要だと考えています。

さらに、普天間飛行場を例にとりますと、平成８年に2,400人だった地権者が、平成24年には3,400人へと増加しています。今後とも、地権者が相続、売買等によって、総数が増えていくことが見込まれることから、早い段階から公共用地を先行取得していくことは、意義のあることだと考えています。

ただし、先行取得する際にインセンティブがなければ、うまくいかないことから、我々は、新たな制度に基づき、先行取得した場合には、地権者の譲渡所得に対する「5千万円の控除」を認めてもらうよう、求めたわけです。最終的には、政府案として認めていただいたわけですが、最後まで苦労いたしました。

なぜ、苦労したかというと、「5千万円の控除」が適用されているのは、いわゆる、公共用地の収用に基づいたもので、例えば、都市計画の決定に基づいて、道路整備を行う際に必要な土地を収用する時に適用され、公拡法では「1千5百万円の控除」となっていたわけです。我々は、都市計画が決定される前の段階で、取得しなければならないことを主張しましたが、実例がないことから、あくまでも収用事業に基づくもの、として認めてもらえませんでした。

その後も議論は、平行線となっていたわけですが、この間、参議院法制局の方が事例を調べた結果、「位置境界明確化法」に基づいて、民間人同士による土地の売買で、「5千万円の控除」がすでに認められていたわけです。公

資料４：駐留軍用地内の土地の先行取得制度の概要について

1. 土地の先行取得の必要性

沖縄の駐留軍用地の現状

- 駐留軍専用施設・区域の約74％が沖縄に集中
- 本土に比べ駐留軍用地内の民有地の割合が高い（本島中南部の基地の約77％が民有地）（普天間飛行場の約91％が民有地）

返還跡地利用への課題

- 返還後の早期の事業着手や計画的な開発整備が困難
- 公共減歩により公共公益施設用地の確保が必要（地権者負担が増大）
- 民間への土地売買等による総地権者数や地元以外の地権者数の増加の抑制

平成24年4月施行の跡地利用推進法により、駐留軍用地の土地の先行取得制度が創設された。

2. 土地の先行取得制度の概要

特定駐留軍用地の指定

- ・返還後の計画的な開発が必要
- ・跡地利用に公有地の計画的な拡大が必要と認められるものを国が指定【法第12条】

特定事業の見通し

- ・返還後に実施予定の道路、公園、学校等の整備事業
- ・事業実施のために先行取得を早期に行うことが必要と認められるものを関係市町村又は県が定め、公表【法第13条】

土地所有者の届出・申出

土地の先行取得（買取り）

【税制上の特別控除】
土地所有者が所在市町村・県等へ土地を売却した場合、譲渡所得が最高5,000万円の特別控除の対象

的な目的での収用以外にも、法律で認められた事例があったことから、島尻先生が国会において質問し、これが一つの突破口になりました。最終的に、駐留軍用地の特殊性という観点で、「5千万円の控除」が認められたわけです。

現在、先行取得への取組みとして、平成24年11月に沖縄県では69億円、平成25円3月に宜野湾市では13億円が基金として設けられています。県は道路用地として17ヘクタール、宜野湾市は学校用地として3.2ヘクタールを購入することとなり、昨年、12月末現在、66筆、4.2ヘクタールの土地で契約合意となっています。

今後、返還合意が予定されています西普天間住宅地区をはじめ、北谷町のキャンプ桑江南側地区、北中城村と沖縄市に跨るキャンプ瑞慶覧のロウワープラザ地区においても、公共用地の先行取得のための準備がなされています。先行取得の制度は、沖縄での跡地利用の推進にとって、非常に有効だ、と考えています。

(2)拡充された「給付金制度」について

7番目は、「7.給付金の支給(資料5:給付金制度の拡充について)」です。給付金の支給については、地権者の方々が最も関心が高い制度だと思います。

この制度については、資料2の「給付金制度の拡充について」をご覧になっていただき、説明していきます。給付金制度は、改正前の「軍転法」においてもあったわけですが、改正後の「返還跡地利用法」と比較すると、まず、改正前では「返還日」から「引渡日」までの間は、原状回復を行い、「補償金」が支給され、その後に「給付金」が支給されていました。ただし、「補償金」として支払われた額は「給付金」から除かれるため、実際の「給付金」の支給期間は3年間に満たなかったわけです。

また、その後の支給については、「特定跡地給付金」と「大規模跡地給付金」に区分され、政令でもって支給期間を定めることとされており、過去の例を見ると、政令で定められた期間が実質上約1年半でしたので、通算で支給された「給付金」等の支給期間は4年半となったわけです。ところが、実際に返還されて使用・収益を得るまでには、10年以上を要しているわけですから、我々は給付金の拡充を求めてきたわけです。

さらに、我々が問題にしたのは、「給付金」の支給の始期に関するものでした。「跡地利用推進法」の要綱をつくる際に、弁護士会の方とも勉強会を開催し、この問題について議論してきました。通常、土地を借りて返すためには、原状回復を行った後、返すのが当たり前であり、原状回復が徹底していなければ、債務不履行となる、というのが弁護士会の見解でした。

こうした見解を参考にしながら、我々は、「給付金」の支給期間は「返還日」からではなく、「引渡日」とすべきだろう、ということを求めました。その結果、改正後では「給付金」は「引渡日」から3年間ということになりました。また、原状回復に要する期間は、「補償金」として賃料相当額を支給する、となったわけです。

さらに、「引渡日」から3年間後の「基準日」までの間に、土地区画整理事業に係る事業認可等がなされれば、「特定給付金」が支給されることになったのです。よって、地権者に対して、「土地の使用または収益が可能となる見込みの期間を勘案して政令で定める期間」を「特定給付金」として支給できるようになった、ということです。

改正前と比較し、「給付金」等の支給期間は拡充され、地権者の方が「給付金」等を受ける期間が長くなったといえます。

これまで、地権者の方は給付金の支給が途切れてしまうことを危惧し、返還に対して不安を抱く方がおられたわけですが、改正されたことによって、給付金の制度が拡充し、安心して跡地利用への取り組みが行われるのでは、期待しているところです。

(3)今後の跡地利用の推進に向けた取り組みについて

8点目は、「8.駐留軍用地跡地利用推進協議会」についてです。平成11年に政府の基本方針に基づき、跡地対策

資料5:給付金制度の拡充について

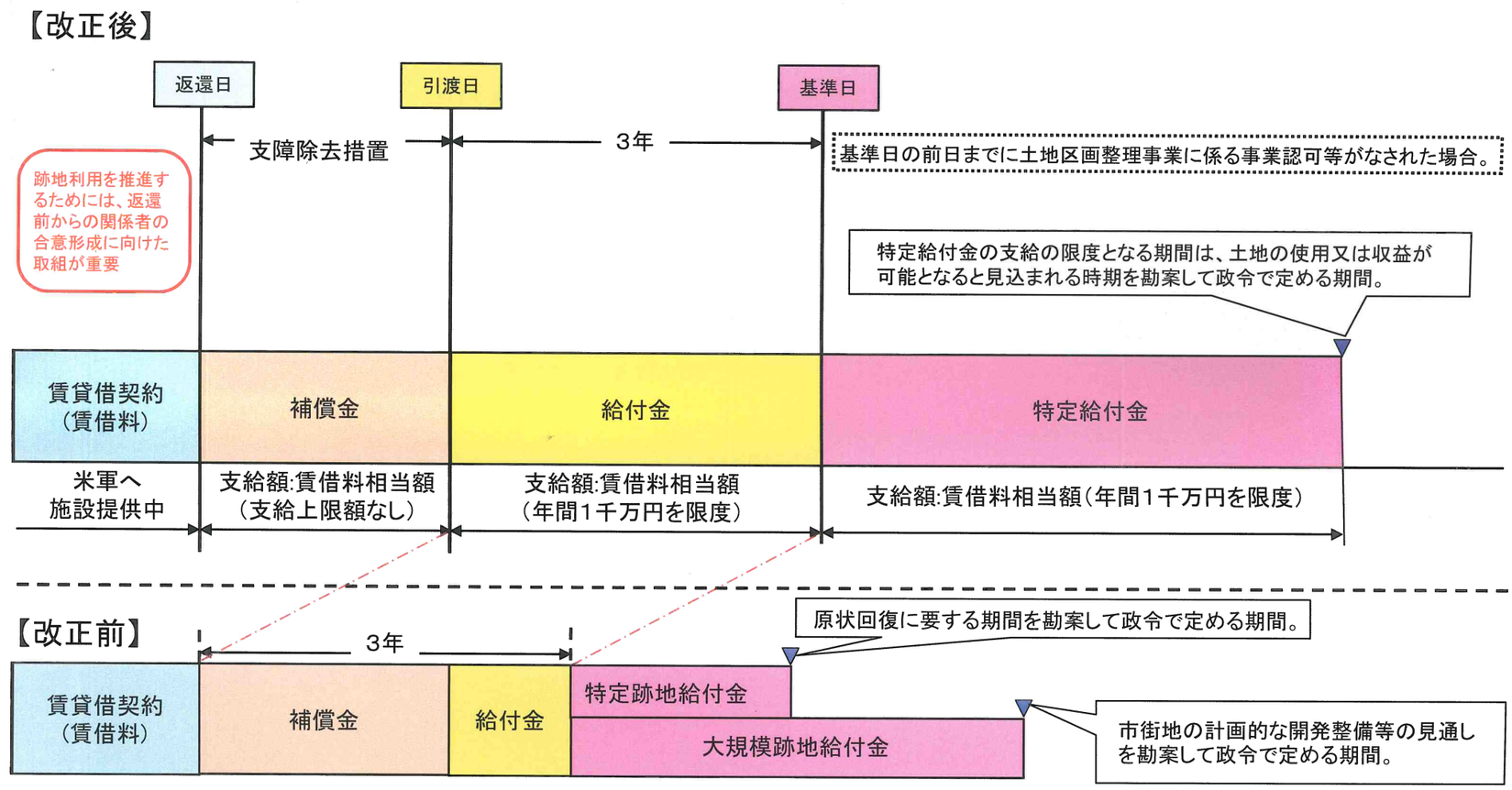

改正のポイント

- ○ 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更。
- ○ 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化。
- ○ 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間。

のための準備会を経て、「跡地対策協議会」ができていたわけです。しかし、平成18年において、閣議決定による根拠規定がなくなってしまったことから、協議会は開催されず、協議は途絶えていました。

当時の協議会へは、沖縄担当大臣と沖縄県知事、宜野湾市長がメンバーとして参加していたわけですが、閣議決定ではなく、法律に明記し、継続して協議が行えるよう求めていったわけです。

５月28日の協議会では、沖縄担当大臣と沖縄県知事、那覇市、宜野湾市、沖縄市、浦添市、北谷町、北中城などの関係市町村長も加わって、初会合が行われています。

10月24日の協議会へは、このメンバーに加え、外務大臣、防衛大臣も参加してもらうよう県から要望したところ、協議会に関する規程が改正され、実現しています。

我々は、この協議会を通じて、掘削を伴う立入調査の実施、キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の拠点返還地の指定、国の取組方針の策定、「跡地利用法」の趣旨に基づいた土壌汚染の除去、などを求めてきましたが、県の要望を受けて、政府として、様々な取り組みを行っていただいているところでございます。

最後になりますが、跡地対策との関係で沖縄県では、12月17日に開催された「沖縄政策協議会」において、知事か国に対して、基地負担の軽減など４項目にわたって要望を行っています。具体的には、普天間飛行場５年以内の運用停止、キャンプキンザーの７年以内の全面返還、などがあるわけですが、やはり、一番重要なことは、日米地位協定の条項の追加等改定についての要望です。

返還予定施設については、返還３年前から環境文化財の掘削を伴う立入調査、既存の施設については、事故等汚染の確認が必要な場合、県の専門家による立入調査、さらに、日米両国の環境基準に基づき、より厳しい条件を適用していく、ことを求めています。12月25日には、日米両政府による「在日米軍区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」が行われたことから、概ね、県の要望に沿うようなかたちでの取り組みが、今後、期待されます。

沖縄県では、ひとつひとつ地元の意向を聞きながら、国とも連携して、しっかりと跡地利用に取組んでいきたいと考えております。

限られた時間の中で、駆け足での報告となりましたが、私からの報告は、以上をもって終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

報告者プロフィール

謝花喜一郎（じゃはな きいちろう）氏

【経　歴】
1984年4月　沖縄県入庁
2006年4月　総務部人事課行政管理監
2009年4月　知事公室秘書課長
2010年4月　企画部企画調整統括監
2012年4月　企画部長

「土地連セミナー2014」報告書

2014（平成26）年３月

発行　社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会　〒904-0103
沖縄県中頭郡北谷町字桑江129番地4
電 話（098）923-2258
FAX（098）923-2257

編集・印刷　新星出版株式会社　〒900-0001
沖縄県那覇市港町2丁目16番1号
電 話（098）866-0741（本社代表）
FAX（098）863-4850